

平成28年7月5日

スポーツ庁スポーツ審議会（スポーツ基本計画部会）意見伺いの会メモ

スポーツ基本法、スポーツ基本計画に関連した提案

一般社団法人 日本体育学会会長
阿江 通良（筑波大学名誉教授）

1. 第十一条（指導者等の養成等）に関連して

（1）スポーツ指導者の国家資格あるいは準国家資格の制定

すべての国民が等しくスポーツからの果実を享受するためには、一定レベル以上の能力を有するスポーツ指導者が不可欠である。体育系学部・学科や大学院等で体系的に学び、所定の資格試験等に合格した者を認定し、指導者の質の向上を図るべきである。指導者資格には、トップアスリートのナショナルコーチ資格から地域スポーツ指導者資格まで複数の段階を設ける必要がある。また、国家資格等には、スポーツの価値に対する理解、現代社会においてスポーツが抱える問題点の理解を含める。

（2）JOC、日本体育協会、地方体育協会等が日本代表選手およびアントラージュ（指導者や選手の家族）に対し、スポーツの価値を学ぶための教育プログラムを提供し、優れた国際人としてのアスリートを顕彰する制度（ロールモデルの提示）等を設ける。

（3）再入学、編入学、再教育システムの整備

日本を代表する選手等が現役引退後、すぐれた指導者となるために体育系学部・学科や大学院等で体系的に学べる機会を提供し、そのシステムを整備する必要がある。

2. 第十二条（スポーツ施設の整備等）、第十三条（学校施設の利用）、第十四条（スポーツ事故の防止等）、第十七条（学校における体育の充実）に関連して

（1）スポーツ施設認定制度の導入

大学および学校の体育・スポーツ施設に関して基準を設け、基準を満たしたものの、あるいは補助を行って基準を満たしたものを認定する制度を導入する。

（2）教員の担当分担制の導入

学校のスポーツ施設の開放を推進するため、体育教員の増員あるいは

は資格試験に合格したスポーツ指導員（コーディネーターあるいはマネージャー）の配置が必要である。その際、教科体育（体育授業）を中心に担当する教員（担当１）と運動部あるいは地域スポーツの指導（施設の運営を含む）を中心に担当する教員（担当２）に分け、数年ごとに半舷上陸的に担当を換え、マンネリ化を防ぐと共に、教員としての質とスポーツ指導者としての質の維持・向上をはかる。

（３）学校における体育の充実：小学校体育専科の導入、教員の指導力向上

- １）我が国では、体育という用語には、狭義（体育教育、教科体育）と広義（スポーツを含む各種の身体活動により人生を豊かにしたり、身心の健康や人間の能力の維持、向上を図る現象、スポーツ基本法の前文や基本理念に近い）の意味がある。
- ２）学校における体育の充実なくしては、スポーツ立国実現は不可能である。生涯にわたって体育・スポーツの価値を享受する能力は、教育される年代における体育・スポーツに関する適切な教育によってその基礎が築かれる（文字を教えないで、成人になってから文学を楽しめというのは無理である）。まず少年期において身体を動かす楽しさやスポーツの楽しさを知り、成長するにしたがって教養としてのスポーツや身体活動・運動を効果的に心身の健康維持などに活用できる能力の習得（習慣化）へと年齢や生き方に応じて変化することが望ましい（スポーツから入って体育に至る、あるいは学校体育から入ってスポーツと付き合い、体育に至る）。
- ３）学校における体育は、上述した広義の内容を踏まえながら、各種の身体活動を通しての教育でなければならない。我が国の学校体育は欧米に比して、質・量ともに充実していたが、最近では授業時間と内容の削減、指導者の指導力低下などがみられ、十分な目的を達成できなくなっている（体力だけでなく、Movement-ABCなどのスコアが低下しているとの指摘、本学術会議健康スポーツ科学分科会、平成 28 年度）。
- ４）我が国における最近のスポーツは楽しみの側面を強調しすぎている。身体的側面からの人間の開発・育成、「生命を守り、力強く生き抜く」能力の育成、あるいは生活・生存・危機などの様々な状況への対応能力の育成を忘れていないか。そうでなければ、国民の税金を使って、多くの国民にスポーツへの参加・関与を促す根拠や説得力が弱い。
- ５）学校において人間としての基礎的な動きを習得し、個々の子どもの特性に応じてそれぞれがスポーツに親しみ、運動・スポーツ習慣を身につけることは、スポーツが教養の 1 つになっていく今後 10 年間を考えると、地域スポーツの推進に大きく貢献すると考えられる。

- 6) 学校における体育の充実のために、小学校に体育専科の導入（教科書制定を含む）、教員の指導力向上（特に、小学校教員養成課程における体育に関する科目の充実）が不可欠である。
- 7) 上記の 5)、6) は、日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会の提言案「子どもの動きの健全な育成をめざして」（「平成 28 年度提言予定」、(1) 子どもの動きが最も発達する幼児期から児童期に、適切な動きを獲得できるように、教育行政は組織的に取り組むべきである、(2) 子どもの動きに関する基礎研究を推進するための組織づくりに取り組むべきである）の方向性とよく一致している。

(4) 大学体育(大人の体育)の充実：体育・スポーツの教養教育の再構築

- 1) スポーツは教養の 1 つである。
- 2) 小学校から大学まで正課として体育授業が行われているのはわが国だけであり、このことは日本人の器用な動きの基礎を作り、スポーツへの興味・関心を持たせ、健康に関する高い意識などの基礎を形成するのに役立ってきており、非常に意義深いことである。下記の理由から地域スポーツの推進および競技スポーツの推進のためにも、日本学術会議の提言「21 世紀の教養と教養教育」報告書（平成 22 年 4 月 5 日）で言及されている教養教育としての大学体育は重要である。そのためには、大学の規模に応じて大学院修了者で指導者資格を有する教員が担当する体育・スポーツの教養教育ユニットあるいは室の設置を推進するか、義務づける必要がある。
 - ①人材育成（教育）、健康増進、競技力向上の観点から日本のスポーツにとって不可欠である。
 - ②健常者と障がい者が同じ場所で同じように体育・スポーツを楽しみ、その価値を生涯にわたって享受できる環境やそのための教育体制が整えやすい（他の教育機関や公共施設・機関のモデルになる）。
 - ③多くの学生にとっては、身心の健康や体力の保持増進のためにスポーツを効果的に活用し、その価値を享受するための知識や能力を身につける最後の教育機会である。
 - ④大学体育の充実に不可欠な体育・スポーツ施設は地域スポーツおよび競技スポーツの推進のための貴重な施設である。
 - ⑤教養教育を担当する教員群は、高度かつ優秀なスポーツ指導者の宝庫である。

⑥次世代の指導的立場に立てるエリートアスリート（オリンピック、パラリンピアンなど）の養成の場である。

⑦世界的には、大学を拠点としたトレーニングサイトが多くなっている。これは、選手のセカンドキャリア、さらにはデュアルキャリアを考慮した、高度なトレーニングと高等教育が両立できる環境を大学に求めていることを意味する。

3. 第十六条（スポーツに関する科学研究の推進等）、第十八条（スポーツ産業との連携等）、第十九条（国際的な交流と貢献の推進）に関連して

（1）Sport Promotion College/University (SPC) プログラムの導入

体育・スポーツに関する大学の諸機能を、体育・スポーツの推進により貢献できるように強化するためには、スポーツ版の COE プログラムに相当する Sport Promotion College/University (SPC) プログラム（原則として公募）を導入し、大学の状況に応じて国が補助する必要がある。対象は総合型 SPC（スポーツ科学研究、指導者養成、地域スポーツおよび競技スポーツの推進の拠点）、地域スポーツ型 SPC、競技スポーツ型 SPC などが考えられる。

（2）スポーツコンサルテーション拠点の設置

スポーツ基本法が契機となって、人文社会系、自然科学系（含スポーツ医学）、実践系にわたる広いスポーツ科学の各分野で研究活動が活発に行われるようになると予想されるが、基準を満たした大学にスポーツコンサルテーション機能を持たせるか、拠点としてスポーツに関わる最新の情報や知識を発信させる。また各拠点の活動や得られた情報や知識は、スポーツ庁に設置した部門（スポーツ情報部門、仮称）が統括し、スポーツに関する施策に反映させる。

（3）スポーツ産官学連携リエゾンの設置

スポーツ産業の事業者との連携等については、チームニッポン「マルチサポート」（現行：ハイパフォーマンサポート）事業（B）研究開発（幹事校：筑波大学）の実施状況から考えると、まず競技スポーツを対象に実施し、その成果を学校体育や地域スポーツに適用していくことが望ましい（自動車技術開発における F 1 と一般車の関係に類似）。

（4）スポーツによる国際貢献政策の推進

- 1) 大学を拠点としてアジア諸国や多くの開発途上国に対して、体育・身体活動・スポーツ（ユネスコの憲章では Physical Education, Physical Activity and Sport と呼んでいる）を通じた国際貢献政策を推進すべきである。

例) 体育教育プログラムおよび教員の輸出、留学生・指導者の国際交流、高度指導者の養成、スポーツ版 ODA、体育・スポーツ政策・プログラム構築の支援、日本型スポーツの発信など

2) Sports for Tomorrow の推進

(5) 体育・スポーツの観点からの機器のデザインや都市計画(後述、4.(3))

(6) スポーツにおけるダイバシティの推進

我が国のスポーツ界には、ダイバシティの観点からは多くの課題がある。しかし、「スポーツは異文化の学習や理解を推進する場となりうる」(シャンツ博士講演、2015) ことから、スポーツによる地域交流、国際交流、世代間交流等による相互理解を促進するだけでなく、他の分野に先がけてスポーツからの(による)ダイバシティの推進を図るべきである。(ユネスコの Physical Education, Physical Activity and Sport 憲章の精神とも一致する)

(7) 安心・安全なスポーツ環境の整備

ユネスコの Physical Education, Physical Activity and Sport 憲章で謳われている人権的な観点を考慮した安心・安全なスポーツ環境の整備を含めた基本計画を策定することによって、体罰・暴力・ハラスメント等を防ぐための柱を作ることができる

4. 第二節、特に第二十一条(地域スポーツの振興の支援)に関連して

(1) スポーツ施設認定制度の導入

前掲 2.(1)

(2) 大学の地域スポーツクラブ化

大学は、適切な補助を加えることにより、スポーツ施設、指導や管理運営の人材を備えることが可能であり、学生競技者やトップレベルの競技者と地域の人々との交流も行えるハード・ソフト両面で地域スポーツクラブ(総合型から中・小型まで)の基になり得る。さらに、多くの大学では障がい者への対応も可能である。

(3) 体育・スポーツの観点からの機器のデザインや都市計画

これまで述べてきた体育・スポーツ観をもとにすると、われわれの体育・スポーツとの付き合い方として3つの方法が考えられ、日常生活で使う道具や機器、さらには都市計画などの生活環境の設計も変わってくると考えられる。

①発想1: 身心への負担(負荷)を軽減する(楽にする)

便利で、身心に負担の少ない、楽な製品や生活用品、日常の空間(建物、道路など)を設計し作るという発想である。多くの製品はこの

ような発想で作られている。「負荷軽減の発想」

②発想2：運動やスポーツを日常的に取り入れる

子どもからお年寄りまで日ごろからスポーツに親しみ、日常生活に取り入れることで、いわゆる、「運動やスポーツの生活化の発想」である。

③発想3：身心への負荷を最適化する

街並み、仕事場、生活用品、身体的活動（運動、スポーツ、入浴など）、栄養、休息のとり方などを、個人の年齢、生き方、特性などに応じて身心に最適な負荷がかかるようにデザインするという発想で、「生活の体育・スポーツ化の発想」と呼ぶことができる。例えば、住まいと駅を往復する場合、足に適度な負荷のかかるルート、子どもと歩けるルート、疲れた場合には楽なルート（疲れたら無理をしないで休むというのが体育的）などを各自でデザインできるような街並みを創ることが考えられる。

5. 第三節（競技水準の向上等）、特に第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成）、第二十八条（企業、大学等によるスポーツへの支援）

（1）大学の第3のナショナルトレーニングセンター化

4. でも述べたように、大学は、適切な補助を加えることにより、スポーツ施設、指導者、トレーニングパートナーが完備でき、さらに最近のスポーツ科学による研究開発等の成果をトレーニングに応用できる基盤が形成できる。また、拠点となる当該大学の学生に加え、周辺の教育機関（小中高校、専門学校、大学）と連携することによって、その生徒・学生に整ったトレーニング環境（施設、指導者、プログラムなど）を提供できるので、既設の中核ナショナルトレーニングセンター（NTC、東京）、各地のNTC競技別強化拠点に次ぐ第3のNTC（長期合宿しながら、単位取得もできるNTC）となり得る。

（2）学生競技者支援制度（仮称）の導入

大学でトレーニングする学生競技者（オリンピック、パラリンピアンなど）を物心両面でサポートする学生競技者支援制度（仮称）を導入する（経費については国、競技団体、企業、大学で分担）。条件を満たす支援企業については、法人税などで優遇措置を設けることにより、企業の支援を促進する。

（3）デュアルキャリア制度の導入

セカンドキャリア制度も整備する必要があるが、それ以上にこれからはデュアルキャリア制度（整った環境でトレーニングをすれば、学

業とスポーツの両立は可能であり、このことにより真のスポーツによる人材育成が可能となる）を導入し、将来の職業的基盤を作りながら、競技者として活動するような制度（Japan Student-Athlete Program、仮称）を準備すべきである。例としては、英国の TASS (Talented Athlete Scholarship Scheme) がある。

6. その他

先述したようにトップ・アスリートによるロールモデルを提示するとともに、一般スポーツ愛好者その他国民全体に、メダルだけではないスポーツの価値やスポーツの文化的意義（様々な時代や多様な社会に与える影響）をわかりやすく伝達するための拠点（スポーツミュージアム等）を設置する。なお、拠点には研究機関としての機能ももたせ、海外のアスリート教育やスポーツ政策に関する情報を収集し、教育プログラムの作成力を強化する（3.（2）の補遺）。